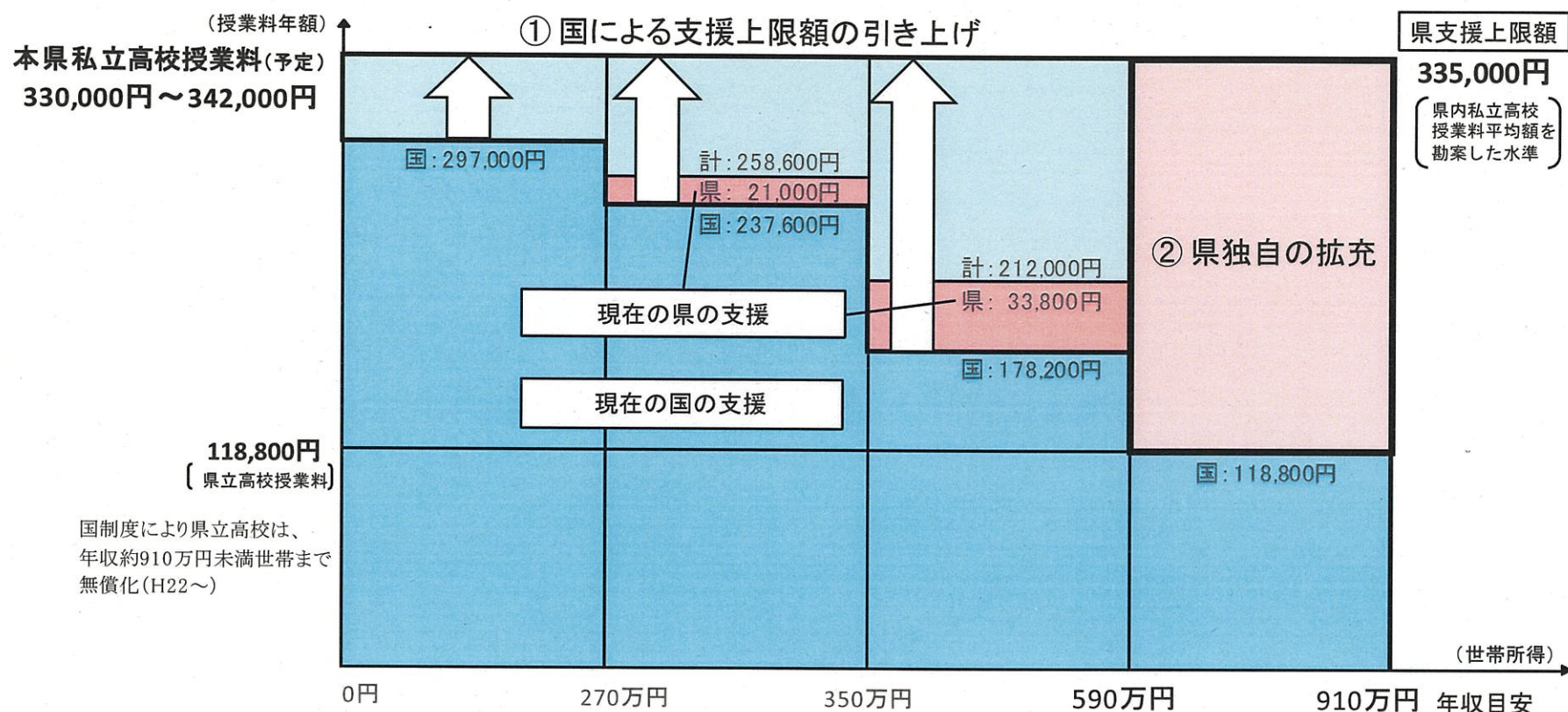


私立高等学校等就学支援事業の拡充（制度創設） （私立高校授業料実質無償化の県独自の拡充）

令和2年度からの国の就学支援金制度拡充に併せ、県独自に無償化の範囲を拡充し、公私間の保護者負担の格差を解消

- 1 拡充内容 ① 国：年収約590万円未満世帯に対する支援上限額を引き上げ、授業料を無償化（上限40万円（予定））
② 県：年収約590万円以上910万円未満世帯の授業料を無償化（令和2年4月入学生から）
- 2 県所要額 令和元年度（現行）約1.2億円
令和2年度（1年目）約1.4億円 令和3年度（2年目）約2.8億円 令和4年度以降（3年目～）約4.2億円



両親・高校生・中学生の4人家族で
両親の一方が働いている場合の目安。
判定時は、課税所得を基準とする。